

附属書五（第五章関係） 第六十四条3に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることが
 できる第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定に基づく義務をいう。

第一編 日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一 航空宇宙産業	内国民待遇（第五十九条）
二 武器・火薬産業	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） 内国民待遇（第五十九条）
三 放送業	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） 内国民待遇（第五十九条）

四 エネルギー産業	内国民待遇（第五十九条）
五 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
内国民待遇（第五十九条）	最恵国待遇（第六十条）
六 土地取引に関する事項	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
内国民待遇（第五十九条）	最恵国待遇（第六十条）
七 公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。）	内国民待遇（第五十九条）
特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）	内国民待遇（第五十九条）
八 国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。）	特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）
九 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	内国民待遇（第五十九条）
最恵国待遇（第六十条）	

十
補助金

特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）

内国民待遇（第五十九条）

最恵国待遇（第六十条）

（インドネシアの留保は省略）